

仕 様 書

- 1 業務名
中工場水質等測定業務
- 2 業務場所
中工場 広島市中区南吉島一丁目5番1号
- 3 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日
- 4 実施要領
 - (1) 検体及び測定項目
別表-1のとおり。
 - (2) 測定方法
別表-2のとおり。
 - (3) 検体採取月日
別表-1に基づき、別途協議して定めるものとする。
なお、施設の稼働状況及び天候状況等により、実施月日を変更することがある。
 - (4) 検体採取
受注者が実施し、採取に当たっては、事故防止に万全を期すこと。
 - (5) 検体採取場所
別表-2のとおり。
- 5 現場責任者等
受注者は契約締結後、広島市委託契約約款第8条に基づき選任した現場責任者及び悪臭測定を行う臭気判定士の氏名をすみやかに発注者に対し報告するものとする。
なお、報告にあたっては、臭気判定士免状の写しを添付すること。
現場責任者等に変更があったときも同様とする。
- 6 報告
 - (1) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、次の事項を記載した報告書とし、検体採取日から15日以内に発注者へ提出するものとする。
また、年末年始の休日のためにこれにより難しい場合は、発注者と受注者の間で協議して提出期限を定めるものとする。
なお、測定結果において、異常と思われる事項を発見した場合は、直ちに発注者に対し、報告するものとする。
 - ① 採取年月日及び場所
 - ② 測定結果
 - ③ 業務写真帳
写真撮影は、検体採取時とする。
 - (2) 報告書の大きさは原則としてA4版とする。
 - (3) 報告書の提出部数は2部とする。なお、そのうちの1部については、分析計算書（測定チャート、検量線等）を添付し、測定結果一覧表については、電子媒体でも報告するものとする。
- 7 その他
 - (1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。
 - (2) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。
 - ① 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。
 - ② 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。
 - ③ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。
 - ④ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。

年間測定計画表(中工場水質等測定業務)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間数量
水 質 [○は放流水1検体、▲は洗煙系原水1検体、△は洗煙系原水と無機系原水の2検体、●は有機系原水1検体、◇はキレート吸着塔入口と出口の2検体、◆は洗煙系原水、有機系原水、無機系原水、無機系処理水の4検体]													
水素イオン濃度 (pH)	○▲	○	○	○●△	○	○	○▲	○	○	○●△	○	○	20
生物化学的酸素要求量 (BOD)	○▲	○	○	○●△	○	○	○▲	○	○	○●△	○	○	20
浮遊物質量 (SS)	○▲	○	○	○●△	○	○	○▲	○	○	○●△	○	○	20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	○▲	○	○	○●△	○	○	○▲	○	○	○●△	○	○	20
沃土消費量	○▲	○	○	○●△	○	○	○▲	○	○	○●△	○	○	20
フェノール類	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
銅及びその化合物	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
亜鉛及びその化合物	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
鉄及びその化合物 (溶解性)	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
マンガン及びその化合物 (溶解性)	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
クロム及びその化合物	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
カドミウム及びその化合物	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
シアン化合物	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
有機燐化合物	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
鉛及びその化合物	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
六価クロム化合物	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
砒素及びその化合物	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○▲◇	○	○	○△◇	○	○	○▲◇	○	○	○△◇	○	○	26
アルキル水銀化合物	○▲	○	○	○△	○	○	○▲	○	○	○△	○	○	18
ポリ塩化ビフェニル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
チウラム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
シマジン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
ほう素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
ふっ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
窒素含有量	○◆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
燐含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
温度(水温)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
悪 臭 [★は敷地境界1検体、■は脱臭装置の入口と出口の2検体]													
臭気指数、臭気濃度	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★■	★	14

測定方法と採取場所(中工場水質等測定業務)

測定名	測定方法と採取場所
水質	<p>測定方法は、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(昭和37. 12. 17厚・建令1)に定める方法とする。 これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。</p> <p>採取場所は、別紙採取地点図1のとおり。</p>
悪臭	<p>測定方法は、「臭気指数及び臭気強度の算定の方法」(平成7. 9. 13環告63)に定める方法とし、臭気判定士が測定業務を行うこととする。</p> <p>脱臭装置の臭気採取は、焼却炉が休炉の時に実施し、脱臭装置の出口については、臭気指数規制2号基準の適合状況の評価も行うこと。</p> <p>採取場所は、次のとおり。 ① 敷地境界は、別紙採取地点図2のとおり。 ② 脱臭装置の入口と出口は、別紙採取地点図3のとおり。</p>